

令和4年3月19日

インド向け日本産りんご生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

りんご (*Malus domestica*) の生果実

2 主な検疫対象病害虫

モモシンクイガ、ナシヒメシンクイ

3 主な検疫条件

(1) 登録生産園地での栽培

日本の植物防疫所が登録した生産園地で栽培され、適切に病害虫防除及び栽培管理が行われること。

(2) 登録選果こん包施設での選果・こん包

・日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、登録生産園地で生産された生果実の選果・こん包が行われること。

・各こん包に、日本産であること、輸出者名、品目名、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号及びインド向けであることの表示が行われること。

(3) 消毒処理の実施

日本の植物防疫所が登録した消毒処理施設において、登録生産園地で生産された生果実に対して、以下のいずれかの消毒処理が実施されること。

・低温処理（0℃以下 13 日間、0.55℃以下 14 日間又は 1.1℃以下 18 日間）

又は

・臭化メチルくん蒸（32g/m³ 2 時間 21℃）

(4) インド側検査官による査察

原則年 1 回、インド側検査官により、選果こん包、消毒処理及び輸出検査の査察が行われること。

(5) 輸出検査の実施

日本の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給されること。